

消費税率の引上げに伴う労務費率の暫定措置について

1. 賃金総額の算定の特例について

請負による建設の事業は、元請負人が全体の事業についての事業主として、工事全体の保険料の納付等の義務を負うこととなっています。

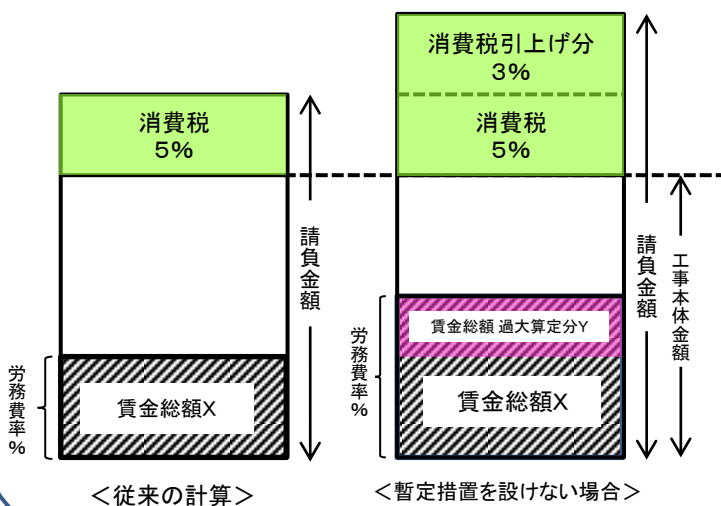
また建設の事業は数次の請負によって行われることが常態であるため、元請負人がその工事全体の支払い賃金総額を正確に把握することが困難な場合があります。このため、元請負人が請け負った工事全体の請負金額に労災保険率とは別に定められる労務費率(工事の請負金額に占める賃金総額の割合)(※)を乗じて得た額を賃金総額として労働保険の保険料額を算定することが認められています。

$$\text{請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{労災保険率} = \text{労災保険料}$$

賃金総額

(※) 労務費率は、建設事業における労働者の賃金総額を適切に反映させ、労働保険の保険料を徴収するため、労災保険率の改定と併せて3年に一度、見直しています。

2. 消費税率の引上げの影響について



平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられ、工事の請負金額についても、消費税率は8%が適用されています。

しかし、現行の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則で定めている労務費率は消費税率が5%の頃に行われた調査に基づいて設定されているため、暫定措置を設けない場合、賃金総額の計算に齟齬が生じます(左記図における賃金総額過大算定分Y)。

このため、下記3に記載の暫定措置を講じなければ、元請負人は過大となった賃金総額を基に算定された労働保険の保険料を負担することとなり、不利益が生じます。

3. 労務費率の暫定措置について

上記2に記載した不利益に対応するための措置として、

「新消費税率を前提とした新たな労務費率を設定するまでの間、暫定的に、請負による建設の事業であって、一般保険料の額の算定に際して、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とするものについては、賃金総額の算定に当たっては、請負金額に108分の105を乗じて得た額に、所定の労務費率を乗ずること」としました。

＜※具体的な取扱いについては、下記参照＞

保険料申告の具体的な取扱いについて

(全て請負金額から労働保険の保険料を算定したものに限りです。)

1. 一括有期事業

○基本的な取扱い

平成26年4月1日(施行日)以降に終了した事業について、**請負金額に108分の105**を乗じる**暫定措置が適用されます**。

①平成25年度分確定保険料

平成26年度の年度更新に際してご申告いただく平成25年度分の確定保険料については、**平成24年度以前の確定保険料の申告における取扱いから変更はありません**。

②平成26年度分以降の概算保険料

申告する年度の賃金総額の見込額が、申告前年度の確定保険料の算定基礎となった賃金総額の2分の1以上2倍以下の範囲内の場合は、**平成25年度以前の概算保険料の申告における取扱いから変更はありません**。

ただし、賃金の見込額が上記の範囲内に収まらないことが見込まれる場合には、**別紙1**を申告時の書類に添付してください。

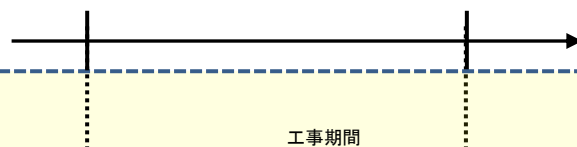
③平成26年度分以降の確定保険料(平成27年度以降の年度更新の際の取扱い)

請負金額に108分の105を乗じる**暫定措置が適用されます**ので、**別紙2**の記載例を参考に申告を行ってください。

2. 単独有期事業

平成25年10月1日

平成26年4月1日
(施行日)



○基本的な取扱い

平成25年10月1日以降に事業を開始し、平成26年4月1日(施行日)以降に終了した事業について、**請負金額に108分の105**を乗じる**暫定措置が適用されます**ので、**概算・確定を問わず、保険料の申告に際しては、別紙3**の記載例を参考に申告を行ってください。

①平成25年9月30日までに事業を開始した場合には、平成26年4月1日(施行日)以降に終了したとしても、**原則として、従前の保険料の申告における取扱いから変更はありません**。

ただし平成25年10月1日以降に請負金額の増額が生じた工事であって、平成26年4月1日(施行日)以降に終了した事業については、**別紙4**を確定保険料の申告時に添付してください。

②事業の開始時期を問わず、平成26年3月31日までに保険関係が消滅した工事については、**従前の保険料申告における取扱いから変更はありません**。

